

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
見直し項目名	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る課税標準の特例措置の縮減		
見直し内容 (概要)	<p>【見直し事項】 倉庫用建物等に係る課税標準の特例措置の規模要件を見直す。</p> <p>【特例措置の内容】 物流総合効率化法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者 が、倉庫用建物等の施設（特定流通業務施設に限る。）を建設又は取得した場合に、当該施設に対する課税標準の特例措置 5年間 倉庫 1/2 附属設備 3/4</p> <p>【見直しの内容】 現行 普通倉庫 1,500㎡以上（多階建て 3,000㎡以上）、 冷蔵倉庫 3,000㎡以上 見直し後 普通倉庫 3,000㎡以上（多階建て 6,000㎡以上）、 冷蔵倉庫 6,000㎡以上</p>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法附則第15条第1項 ○ 地方税法施行令附則第11条第1項～第3項 ○ 地方税法施行規則附則第6条第1項～第8項 ○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第2条、第4条、第5条、第7条 		
増収見込額	[平年度] +34 (▲977)	[改正増減収額] -	(単位：百万円)
廃止又は縮減の理由	<p>近年の急速な経済のグローバル化の下、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応していくことが不可欠である。</p> <p>このため、施設を大型化し、より一層の物流の効率化を図る必要があることから、税制特例が適用される倉庫の規模要件を縮減することとする。</p>		
ページ		1 - 1	